

朝霞市規則第 10 号

朝霞市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

朝霞市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 28 年朝霞市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 7 条中「第 39 条又は第 42 条」を「第 34 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「第 37 条」を「第 32 条」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 25 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に、「第 28 条」を「第 27 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 37 条」を「第 32 条」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「第 35 条第 1 項及び第 41 条第 2 項」を「第 30 条第 1 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「第 34 条第 1 項若しくは第 41 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項及び第 3 項を削り、同条第 2 項中「省令第 23 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）第 20 条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「第 18 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加え、同項第 2 号中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同項第 4 号中「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同項第 5 号中「住宅性能表示基準別表 1」を「日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1」に、「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「住宅性能表示基準別表 2-1」を「日本住宅性能表示基準別表 2-1」に改め、同項を同条とし、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の免除）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、朝霞市手数料徴収条例（平成 12 年朝霞市条例第 39 号）別表第 2 に定める手数料の額を免除する。

(1) 災害により、滅失又は毀損のため 1 年以内に建築する建築物

(2) その他市長が特に必要と認める場合

様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

様式第3号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第4号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第5号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前までにされた申請については、なお従前の例による。